

目 次

津市条例

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

津市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に規定する事務を定める規則

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

津市訓令

津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令

津市告示

津市議会臨時会の招集

指定緊急避難場所の指定

地縁による団体の認可

津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

国民健康保険被保険者証の無効

公示送達

放置自転車の撤去及び保管

公示送達

津市公告

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

平成29年1月分津市農用地利用集積計画の決定

津市森林整備計画変更案の縦覧

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市選挙管理委員会告示

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所
津市河内財産区議会議員選挙における候補者届等の書類の提出場所
津市河内財産区議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所
津市河内財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時
津市河内財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録
津市河内財産区議会議員選挙における選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 号

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 18 年津市条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「子のある職員」を「子 (民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。) のある職員」に、「公務の正常な運営を妨げる」を「公務の運営に支障がある」に改め、同条第 2 項中「規則で」を「規則の」に改め、同条第 3 項中「 (職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。) 」を削り、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に、「日常生活を営むのに支障がある者 (以下この項において「要介護者」という。) 」を「要介護者」に、「第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」を「第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子 (民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定

する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員」に、「あるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第12条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「同条例」を「給与条例」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の

各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２ 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３ 介護時間については、給与条例第３８条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第３９条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を減額する。

第１７条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附則第４項中「第１６条第３項」の次に「及び第１６条の２第３項」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。

（津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条 津市職員の育児休業等に関する条例（平成１８年津市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。

以下同じ。）が１歳６箇月に達する日（第２条の３第３号において「１歳６箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第２条第４号イ中「次条第３号」を「第２条の３第３号」に、「その養育する子の１歳到達日」を「その養育する子が１歳に達する日（以下この号及び同条において「１歳到達日」という。）」に改める。

第２条の３を第２条の４とする。

第２条の２第３号中「当該子が１歳６箇月に達する日」を「当該子の１歳６箇月到達日」に改め、同条を第２条の３とし、第２条の次に次の１条を加える。

（育児休業法第２条第１項の条例で定める者）

第２条の２ 育児休業法第２条第１項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の４第１号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、

同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第 3 条中第 7 号を第 8 号とし、同条第 6 号中「第 2 条の 2 第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条中第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

第 8 条中「及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日」を「、同日後における最初の昇給日（職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。以下この条において同じ。）又はその次の昇給日」に改める。

第 10 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第 3 条第 1 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第 10 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第 13 条第 1 号に掲げる事由に該

当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「当該非常勤職員が育児時間を承認されている」を「当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない」に、「当該育児時間を承認されている」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の勤務時間条例」という。）第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 3 施行日から平成29年3月31日までの間は、改正後の勤務時間条例第9条第1項及び第4項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とし、第2条の規定による改正後の津市職員の育児休業等に関する条例第2条の2中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とある

のは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

津市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項に規定する事務を定める規則をここに公布する。

平成 29 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 号

津市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項に規定する事務を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条第 1 項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）における教育課程に関する基本的事項の策定に関する事。
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置、休止及び廃止に関する事。
- (3) 幼保連携型認定こども園の職員の任免その他の人事に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 1 条 津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 (平成 18 年津市規則第 22 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条第 10 項中「第 1 項から前項まで」を「前各項」に、「第 2 項、第 3 項及び第 6 項第 4 号」を「第 2 項から第 4 項まで及び第 7 項第 3 号から第 5 号まで」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 4 項」に、「第 6 項第 1 号」を「第 7 項第 1 号」に改め、「、同項第 3 号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「第 6 項各号」を「第 7 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項第 4 号を次のように改める。

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと (特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第 12 条第 6 項に次の 1 号を加え、同項を同条第 7 項とする。

- (5) 第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第 9 条第 1 項に規定する職員に該当しなくなった場合

第 12 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「規則で定める者」を「子を養育することができるものとして規則で定める者」に改め、同項第 2 号中「子」の次に「 (条例第 9 条第 1 項において子に含ま

れるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第２２条を除き、以下同じ。）」を加え、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 条例第９条第１項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の４第１号に規定する養育里親（以下「養育里親」という。）である職員（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第２７条第１項第３号の規定により委託されている当該児童とする。

第１３条中第３項を削り、第４項を第３項とし、同条第５項中「以下」の次に「この項において」を加え、同項を同条第４項とし、同条中第６項を第５項とし、第７項を第６項とし、同条第８項第４号を次のように改める。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第８１７条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第２７条第１項第３号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第１３条第８項に次の１号を加え、同項を同条第７項とする。

(5) 第１号、第２号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第９条第２項又は第３項に規定する職員に該当しなくなった場合

第１３条中第９項を第８項とし、同条第１０項中「第８項各号」を「第７項各号」に改め、同項を同条第９項とし、同条第１１項中「第７項」を「第６項」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第１２項中「第１項から前項まで」を「前各項」に、「、第３項、第８項第４号並びに第９項第１号及び第２号」を「、第７項第３号から第５号まで並びに第８項第１号及び第２号」に、「準用する同条第３項」を「準用する同条第２項又は第３項」に、「ならない。この場合において、条例第９条第２項の規定による請求に係る期間と同条第３項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」を「条例第９条第２項の規定による請求に係る期間と同条第３項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第９条第４項において準用する同条第２項の規定による請求に係る期間と同条

第4項において準用する同条第3項の規定による請求に係る期間」に、「第4項及び第5項中」を「第3項中「第9条第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し」とあるのは「第9条第4項において準用する同条第2項に規定する公務の運営の支障の有無又は同条第4項において準用する同条第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。公務の運営の支障の有無についての通知後において、公務の運営に支障が生ずる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を」と、第4項中」に、「第8項第1号」を「第7項第1号」に、「同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、第9項中」を「第8項中」に、「前項第1号から第3号まで」を「前項第1号及び第2号」に改め、同項を同条第11項とする。

第21条第1項第11号中「親」の次に「（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。）」を加え、同項第13号中「職員の」を「職員が」に改め、「が出産する場合で、職員が妻」及び「必要と認められる入院の付添い等のため」を削り、「とき」を「場合」に改める。

第22条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（介護休暇）」を付し、同条第1項中「であって職員と同居しているもの」を「（第2号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 条例第16条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を示して、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第 2 2 条に次の 4 項を加える。

- 5 職員は、第 3 項の申出に基づき前項若しくは第 7 項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第 7 項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を示して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第 4 項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第 4 項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第 3 項の申出に基づき第 4 項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第 5 項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第 2 5 条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1 月に満たない期間は、30 日をもって 1 月とする。

第 2 2 条の次に次の 2 条を加える。

第 2 2 条の 2 介護休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。

- 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第 2 2 条の 3 介護時間の単位は、30 分とする。

- 2 介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで

連続した２時間（育児休業法第１９条第１項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第２５条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第１６条第１項」の次に「又は第１６条の２第１項」を加える。

第２７条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第１項中「介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該介護休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して１週間前の日までに」を「介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ」に改め、同条第２項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第１６条第２項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「１回の指定期間」に改め、「２週間以上の期間」の次に「（当該指定期間が２週間未満である場合その他の市長が定める場合には、市長が定める期間）」を加える。

第２８条第１項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定による介護休暇の請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して１週間を経過する日（以下この項において「１週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、１週間経過日までに承認するものとする。

第２８条第３項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

第１号様式中「任命権者様」を「（宛先）任命権者」に改め、「（子が３歳まで）」及び「（子が小学校の始期まで）」を削る。

第２号様式を次のように改める。

第2号様式(第12条、第13条関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

(宛先) 任命権者

所 属

職 名

氏 名

印

次のとおり

(	☐ 深夜勤務	)
	☐ 時間外勤務(条例第9条第2項関係)	
	☐ 時間外勤務(条例第9条第3項関係)	

 の制限に係る子の養育又は要介護者の介護
の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- ☐ 子が死亡した
- ☐ 職員の子でなくなった
 - | | | |
|---|-----------------------------------|------------------------------------|
| ☐ 離縁 | ☐ 養子縁組の取消し | ☐ 家事審判事件の終了 |
| ☐ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除 | | |
- ☐ 同居しなくなった
- ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが養育できる者に該当することとなった
- ☐ 上記以外の理由により請求できる職員に該当しなくなった
(理由:)

(2) 介護の状況の変更

- ☐ 要介護者が死亡した
- ☐ 要介護者と職員との親族関係が消滅した
(消滅の理由:)

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 津市職員の給与の支給に関する規則 (平成 1 8 年津市規則第 2 6 号) の一部を次のように改正する。

第 3 4 条第 2 項中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号を第 1 0 号とし、同項第 8 号中「 1 日の勤務時間の一部について」を削り、「 日 が 9 0 日 」を「 期間 が 3 0 日 」に、「 期間 」を「 全期間 」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 勤務時間条例第 1 6 条の 2 の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が 3 0 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 3 条 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (平成 1 8 年津市規則第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

別表第 6 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 1 8 年津市条例第 3 4 号) 第 1 6 条に規定する介護休暇の項中「 介護休暇 」の次に「 の期間 」を加え、「 2 分の 1 」を「 3 分の 3 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成 2 9 年改正条例附則第 2 条の規定による指定期間の指定)

2 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (平成 2 9 年津市条例第 1 号。以下「平成 2 9 年改正条例」という。) 附則第 2 項に規定する職員の申出は、平成 2 9 年改正条例第 1 条の規定による改正後の津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 1 8 年津市条例第 3 4 号) 第 1 6 条第 1 項に規定する指定期間 (以下「指定期間」という。) の末日とすることを希望する日を示して、任命権者に対し行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成 2 9 年改正条例附則第 2 項に規定する初日 (以下「初日」という。) から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成 2 9 年改正条例附則第 2 項に規定する職員 (以下「職員」という。) は、第 2 項の申出に基づき前項若しくは第 6 項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出 (短縮の指定の申出に限る。) に基づき次項若しくは第 6 項の規定により指定され

た指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を示して、任命権者に申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第25条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（経過措置）

7 施行日から平成29年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第3項中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」と、第21条第1項第11号中「養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（同条第4項）」とあるのは「同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは養育里親である者（同法第27条第4項）」と、「養子縁組里親として」とあるのは「養子縁組によって養親となることを希望している者として」とする。

8 第3条の規定による改正後の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第6の規定は、施行日以後の介護休暇の期間について適用し、施行日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 9 年 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 5 第 5 号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成 2 9 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 新規則第 2 条の 5 第 5 号の規定は、平成 2 9 年 1 月 1 日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 2 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 号

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

津市消防団の組織等に関する規則（平成 18 年津市規則第 224 号）の一部
を次のように改正する。

別表一志の項に次のように加える。

コスモス分団	一志地区全域
--------	--------

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 1 号

庁中一般

出先機関

津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令

津市臨時職員取扱規程（平成 18 年津市訓令第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項中「第 16 号」を「第 17 号」に改め、同項第 9 号中「子を」を「子（津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年津市条例第 34 号）第 9 条第 1 項において子に含まれるものとされる者を含む。第 11 号ア及びウを除き、以下同じ。）を」に改め、「親」の次に「（当該子について民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。）」を加え、同項第 10 号中「小学校」を「中学校」に改め、同項第 11 号中「イ及び」を削り、「及び次号」を「から第 13 号まで」に改め、同項第 12 号中「するため」の次に「、市長が、市長の定めるところにより、当該職員の申出に基づき、当該要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 93 日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、「要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間において連続する 93 日（当該状態となった日前において当該職員が当該要介護者についてこの号の休暇を使用したことがある場合にあっては、93 日からその使用の状況を考慮して市長が定める日数を差し引いた日数）の範囲内の」を「指定期間内において必要と

認められる」に改め、同項中第 16 号を第 17 号とし、第 13 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

- (13) 要介護者の介護をする当該職員が、当該介護をするため、当該要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する 3 年の期間内において 1 日につき 2 時間（当該職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間が 2 時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 9 条第 4 項第 9 号中「第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第 1 号」とあるのは「第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第 2 項」と、「養子縁組里親として」とあるのは「養子縁組によって養親となることを希望している者として」とする。

津市告示第 9 号

平成 2 9 年第 1 回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 9 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成 2 9 年 2 月 8 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

3 会議の事件

- (1) 専決処分の報告について
- (2) 専決処分の報告について
- (3) 専決処分の報告について
- (4) 専決処分の報告について
- (5) 専決処分の報告について
- (6) 専決処分の報告について
- (7) 専決処分の報告について
- (8) 専決処分の報告について
- (9) 専決処分の報告について
- (10) 専決処分の報告について
- (11) 専決処分の報告について
- (12) 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津市職員の育児休業等に関する条例の一部の改正について
- (13) 平成 2 8 年度津市一般会計補正予算（第 8 号）

津市告示第 1 0 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 4 第 1 項の規定により指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同法第 4 9 条の 4 第 3 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

- 1 指定緊急避難場所の名称
別紙のとおり
- 2 指定緊急避難場所の所在地
別紙のとおり
- 3 指定緊急避難場所の種類
 - (1) 一時避難場所
 - (2) 津波避難ビル（津波避難協力ビルを含む。）
 - (3) 土砂災害避難施設

指定緊急避難場所

別紙

	指定緊急避難場所の名称	所在地
	(一時避難場所)	
1	東光寺	津市安東町 1 2 8 9 番地
2	西光寺	津市安東町 1 9 4 2 番地
3	正圓寺	津市安東町 2 9 4 番地
4	西郊中学校グラウンド	津市一色町 2 1 9 番地
5	正源寺	津市一色町 5 2 5 番地
6	三重県立津東高等学校(体育館・グラウンド)	津市一身田上津部田 1 4 7 0 番地
7	上津台中央公園	津市一身田上津部田 1 4 8 8 番地 8 6
8	三重県身体障害者総合福祉センター駐車場	津市一身田大古曽 6 7 0 番地 2
9	高田本山専修寺	津市一身田町 2 8 1 9 番地
10	高田高等学校グラウンド	津市一身田町 2 8 4 3 番地
11	平野公園	津市一身田平野 3 7 4 番地
12	志登茂園団地西公園	津市一身田平野 4 3 0 番地 5 6
13	高田短期大学駐車場	津市一身田豊野 1 9 5 番地
14	津健保体育館(ＪＦＥエンジニアリング敷地内)	津市雲出鋼管町 1 番地
15	くもづホテル&カンファレンス	津市雲出長常町 6 2 6 番地 1 0
16	県庁前公園	津市栄町一丁目 9 5 6 番地
17	寺町公園	津市乙部 5 番地
18	津興公園	津市下弁財町津興 3 0 0 5 番地
19	善休寺	津市河辺町 2 0 1 5 番地
20	津西ハイタウンセントラルパーク	津市河辺町 3 0 2 2 番地
21	観音寺町集会所	津市観音寺町 6 6 6 番地
22	玉置町公園	津市丸之内養正町 5 番
23	天理教津大教会	津市岩田 2 2 番 1 8 号
24	佐伯町公園	津市岩田 5 番地
25	善行寺(境内)	津市栗真小川町 1 6 0 8 番地
26	小川園児童遊び場	津市栗真小川町 8 6 3 番地 6 0
27	志登茂園団地東公園	津市栗真町屋町 5 0 番地 6 1
28	専称寺(境内)	津市栗真町屋町 8 7 2 番地
29	橋南公民館	津市幸町 1 8 番 2 2 号
30	岩田公園	津市幸町 2 0 0 5 番地
31	津偕楽公園	津市広明町 1 4 7 番地 1
32	高洲会館	津市高洲町 1 8 番 1 4 号
33	三重県工業研究所駐車場	津市高茶屋五丁目 5 番 4 5 号
34	日本板硝子(株)津事業所南グラウンド	津市高茶屋小森町 1 0 1 8 番地 1
35	小森向山苑自治会集会所	津市高茶屋小森町 1 6 7 5 番地 1
36	高茶屋小森山自治会集会所	津市高茶屋小森町 1 7 3 3 番地 4
37	南部緑地公園	津市高茶屋小森町 4 0 0 0 番地
38	小森宮の前児童遊び場	津市高茶屋二丁目 8 3 3 番地
39	中町公民館	津市高野尾町 1 4 3 1 番地 1
40	新町公民館	津市高野尾町 1 7 8 4 番地 2
41	豊が丘なかよし公園	津市豊が丘五丁目 2 3 8 6 番地 2 8 2
42	豊が丘のびのび公園	津市豊が丘四丁目 2 9 9 2 番地 2 4 0
43	豊が丘たけのこ公園	津市豊が丘三丁目 2 9 9 6 番地 1 1 8
44	豊が丘わかば公園	津市豊が丘四丁目 2 9 9 6 番地 2 9 2
45	豊が丘おおぞら公園	津市豊が丘二丁目 3 0 0 6 番地 4 3 0
46	豊が丘どんぐり公園	津市豊が丘二丁目 3 0 0 6 番地 4 3 1
47	豊が丘わんぱく公園	津市豊が丘五丁目 3 0 8 0 番地 1 5 7
48	豊が丘すばる公園	津市豊が丘一丁目 3 1 7 5 番地 4 5 4

	指定緊急避難場所の名称	所在地
49	豊が丘あすなろ公園	津市豊が丘一丁目3 1 7 5 番地4 5 5
50	豊が丘みどり公園	津市豊が丘二丁目3 2 1 4 番地1 3 0
51	豊が丘げんき公園	津市豊が丘一丁目3 3 4 0 番地1 7 7
52	豊が丘さわやか公園	津市豊が丘一丁目3 3 5 1 番地1 6 2
53	豊が丘にっこり公園	津市豊が丘三丁目3 3 5 1 番地2 1 2
54	里区集会所	津市高野尾町4 2 0 9 番地1
55	旭町公園	津市桜橋三丁目1 9 8 番地
56	創価学会三重文化会館	津市桜橋三丁目4 4 6 番地4 0
57	三重県教育文化会館本館	津市桜橋二丁目1 4 2 番地
58	南立誠小学校グラウンド	津市桜橋二丁目3 9 番地
59	乙部公園	津市寿町1 4 番地
60	洪見町集会所	津市洪見町4 1 8 番地
61	三重県立津商業高等学校グラウンド	津市洪見町6 9 9 番地1
62	上浜町二丁目チビッコ広場	津市上浜町二丁目4 2 番地ほか
63	ひょうたん池公園	津市上浜町六丁目3 番地2
64	三重県立こころの医療センター駐車場	津市城山一丁目1 2 番1 号
65	城山会館	津市城山二丁目2 0 番3 号
66	三重県立津高等学校グラウンド	津市新町三丁目1 番1 号
67	神戸公園	津市神戸1 6 2 1 番地2
68	たるみ児童福祉会館グラウンド	津市垂水1 3 0 0 番地
69	お城西公園	津市西丸之内3 3 5 番地2
70	一本橋住宅児童遊び場	津市川添町3 4 番1 9 号
71	川添町集会所	津市川添町6 番3 2 号
72	相生町公園	津市相生町5 番地
73	彰見寺(境内)	津市大谷町1 番地
74	三重県総合教育センター駐車場	津市大谷町1 2 番地
75	観音公園	津市大門5 番1 号
76	高田本山駐車場	津市大里窪田町2 7 1 0 番地1
77	山室町センター	津市大里山室町3 6 5 5 番地1
78	小野田集会所	津市大里小野田町1 1 7 番地
79	川北公民館	津市大里川北町2 7 3 番地1
80	かわきた公園	津市大里川北町2 9 5 番地1 0 4
81	豊里公民館	津市大里睦合町6 1 0 番地1
82	豊里中学校グラウンド	津市大里睦合町8 2 0 番地1
83	野田会館	津市大里野田町4 0 1 番地1
84	検校公園	津市中央5 番地
85	近緑寺	津市長岡町5 5 2 番地
86	鳥居町児童遊び場	津市鳥居町8 8 番地4 3
87	島崎公園	津市島崎町2 7 2 番地
88	三重県建設技術センター	津市島崎町5 6 番地
89	古河公園	津市東古河町5 1 番地
90	津八幡宮	津市藤方2 3 3 9 番地
91	結城神社	津市藤方2 3 4 1 番地
92	ぼだいじ保育園グラウンド	津市南中央1 0 番1 8 号
93	古道公園	津市南中央5 番地
94	白塚公園	津市白塚町2 4 9 6 番地3
95	長安寺	津市白塚町5 2 9 1 番地
96	近鉄白塚駅グラウンド	津市白塚町9 5 7 番地ほか
97	新町会館	津市八町二丁目5 番1 6 号
98	セントヨゼフ女子学園グラウンド	津市半田1 3 3 0 番地

	指定緊急避難場所の名称	所在地
99	半田児童遊び場（高松スポーツ公園）	津市半田 1 3 9 6 番地 1
100	高西寺	津市半田 1 9 3 6 番地
101	三重県立津工業高等学校グラウンド	津市半田 5 3 4 番地
102	長谷山集会所	津市分部 1 6 9 9 番地 1 4
103	長谷山市民館駐車場	津市分部 1 7 0 6 番地 1
104	片田公民館	津市片田井戸町 1 7 番地 2
105	片田工業団地北公園	津市片田町 5 9 4 番地 6
106	片田田中公園	津市片田田中町 1 8 3 4 番地 4
107	西念寺	津市北河路町 5 3 8 番地
108	北河路会館	津市北河路町 5 4 7 番地
109	津市体育館	津市本町 3 1 番 1 号
110	津球場公園	津市本町 5 番地
111	三重県立看護大学	津市夢が丘一丁目 1 番地 1
112	智円寺	津市野田 1 5 0 1 番地
113	泉ヶ丘団地中央公園	津市野田 2 1 番地 8 1 8
114	橋南会館	津市柳山津興 1 5 3 5 番地 2 7
115	緑が丘サンパール公園	津市緑が丘二丁目 4 番地
116	志登茂園団地南公園	津市一身田平野 7 6 7 番地 3
117	栗真出張所	津市栗真町屋町 8 3 6 番地 1
118	稲葉農村集落多目的共同利用施設	津市稲葉町 1 9 0 5 番地 3
119	井戸山地区集会所	津市久居井戸山町 1 5 3 番地 6
120	久居東中学校グラウンド	津市久居井戸山町 7 2 1 番地 1
121	ひとみね保育園	津市久居一色町 9 3 4 番地
122	久居西中学校グラウンド	津市久居一色町 9 4 0 番地
123	北口第一公園	津市久居烏木町 4 8 6 番地 1
124	元町地区集会所	津市久居元町 2 0 9 9 番地 2
125	こべき保育園	津市久居元町 2 3 1 4 番地 1 7
126	久居公民館駐車場	津市久居元町 2 3 5 4 番地
127	万町・中町・射場町地区集会所	津市久居射場町 4 3 番地
128	中町第二公園	津市久居射場町 8 7 番地
129	企業庁職員運動施設	津市久居新町 2 7 2 1 番地 1
130	新町三角公園	津市久居新町 2 8 1 9 番地
131	成美小学校グラウンド	津市久居新町 7 3 7 番地
132	久居グラウンド	津市久居西鷹跡町 1 番地 2
133	久居老人福祉センター	津市久居西鷹跡町 3 6 5 番地 1
134	誠之小学校グラウンド	津市久居西鷹跡町 4 2 4 番地
135	久居中学校グラウンド	津市久居西鷹跡町 4 9 4 番地
136	西鷹跡地区集会所	津市久居西鷹跡町 4 9 8 番地 1 7
137	久居農林高等学校グラウンド	津市久居東鷹跡町 1 0 5 番地
138	東鷹跡地区集会所	津市久居東鷹跡町 1 番地 1 2
139	巽ヶ丘幼稚園	津市久居東鷹跡町 1 7 7 番地 5
140	久居総合福祉会館駐車場	津市久居東鷹跡町 2 0 番地 1 7
141	久居北口市民館	津市久居北口町 2 7 0 9 番地 6
142	北口保育園	津市久居北口町 5 5 4 番地
143	密柑山幼稚園	津市久居北口町 5 5 4 番地 2
144	久居北口文化会館	津市久居北口町 5 6 0 番地 5
145	北部保育園	津市久居北口町 8 5 9 番地 3
146	久居児童センター	津市久居北口町 8 6 2 番地 5
147	明神地区集会所	津市久居明神町 1 1 8 0 番地 2 5 9
148	明神教育集会所	津市久居明神町 1 4 6 3 番地 1

	指定緊急避難場所の名称	所在地
149	明神教育集会所前広場	津市久居明神町 1 4 6 3 番地 1
150	諸戸山・横山地区集会所	津市久居明神町 1 5 3 0 番地 2 7
151	相川地区集会所	津市久居野村町 1 9 7 6 番地 2 2
152	新町中央集会所	津市久居野村町 3 7 2 番地 2 1 2
153	久居団地・東町地区集会所	津市久居野村町 3 7 2 番地 2 6 4
154	のむら幼稚園	津市久居野村町 5 4 2 番地 3
155	立成小学校グラウンド	津市久居野村町 5 6 0 番地
156	野村保育園	津市久居野村町 5 6 8 番地 4
157	立成コミュニティセンター	津市久居野村町 8 7 4 番地 8
158	久居体育館駐車場	津市久居野村町 8 7 7 番地 1
159	戸木公民館	津市戸木町 1 7 8 2 番地
160	戸木地区集会所	津市戸木町 2 0 5 6 番地 1
161	戸木幼稚園	津市戸木町 2 3 3 7 番地
162	狐塚地区集会所	津市戸木町 3 5 0 4 番地 3
163	久居高等学校グラウンド	津市戸木町 3 5 6 9 番地 1
164	風早地区集会所	津市戸木町 4 1 5 2 番地 3 5 9
165	久居中央スポーツ公園	津市戸木町 5 2 5 2 番地
166	羽野地区集会所	津市戸木町 5 5 7 8 番地 1 3
167	戸木墓園前グラウンド	津市戸木町 5 6 4 1 番地 1
168	戸木小学校グラウンド	津市戸木町 8 8 0 番地
169	落合小遊園地（榊原市民館広場）	津市榊原町 1 0 0 2 0 番地 1
170	榊原市民館	津市榊原町 1 0 0 3 2 番地
171	榊原市場地区小公園（2区市場小公園）	津市榊原町 1 1 3 3 番地 4
172	第2区集会所	津市榊原町 1 2 4 2 番地
173	榊原地区集会所	津市榊原町 2 8 7 9 番地 2
174	中の山公会所	津市榊原町 2 9 2 2 番地
175	一の坂集会所	津市榊原町 3 7 2 1 番地
176	寺野垣内集会所	津市榊原町 4 6 9 6 番地 1
177	榊原農民研修所	津市榊原町 5 1 0 4 番地
178	榊原小学校グラウンド	津市榊原町 5 8 4 8 番地
179	榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」	津市榊原町 6 1 0 1 番地
180	下村教育集会所	津市榊原町 8 1 6 1 番地 2
181	下村教育集会所前広場	津市榊原町 8 1 6 1 番地 2
182	七栗産業会館	津市庄田町 5 1 7 番地 2
183	桃園小学校グラウンド	津市新家町 1 3 5 0 番地
184	桃園情報センター	津市新家町 1 3 6 5 番地 5
185	森教育集会所	津市森町 1 9 1 0 番地 1
186	栗葉小学校グラウンド	津市森町 2 7 0 番地
187	栗葉幼稚園	津市森町 2 8 4 番地 1
188	七栗公民館	津市森町 2 8 6 番地
189	森町集会所	津市森町 8 5 0 番地 1
190	森集会所	津市森町 1 4 8 番地 1
191	須ヶ瀬地区構造改善センター	津市須ヶ瀬町 1 6 1 0 番地 7
192	桃園地区集会所	津市川方町 4 7 5 番地 2
193	木造区集会所	津市木造町 1 5 8 1 番地
194	コミュニティセンター桃園	津市木造町 2 1 6 0 番地 1
195	一色区住民センター	津市河芸町一色 1 4 8 1 番地 3
196	豊津小学校グラウンド	津市河芸町一色 1 6 8 0 番地
197	影重公民館	津市河芸町影重 9 4 5 番地
198	久知野公民館	津市河芸町久知野 1 7 7 6 番地

	指定緊急避難場所の名称	所在地
199	高佐公民館	津市河芸町高佐 5 1 8 番地 1
200	三行児童公園	津市河芸町三行 1 0 5 番地ほか
201	三行農業構造改善センター	津市河芸町三行 1 2 2 8 番地 1
202	みらいの森ゆたか園	津市河芸町三行 9 8 9 番地
203	東上野公民館	津市河芸町上野 1 1 6 8 番地 2 0 2
204	新上野公民館	津市河芸町上野 3 3 3 9 番地 1 2 9
205	大蔵園公民館	津市河芸町上野 3 4 6 番地 1 0 3
206	上野地区農業構造改善センター	津市河芸町上野 3 7 9 1 番地 3
207	上野公民館	津市河芸町上野 8 3 4 番地 4
208	西千里集会所	津市河芸町西千里 1 5 8 9 番地 3
209	赤部公民館	津市河芸町赤部 3 2 5 番地
210	千里ヶ丘公民館	津市河芸町千里ヶ丘 1 4 番地
211	千里団地集会所	津市河芸町千里ヶ丘 6 9 番地 2
212	中瀬公民館	津市河芸町中瀬 3 2 2 番地
213	松林寺	津市河芸町中別保 1 8 1 9 番地
214	中別保公民館	津市河芸町中別保 2 0 3 4 番地 1
215	くすのきの丘集会所	津市河芸町杜の街一丁目 8 番地 1 6
216	かえでの丘集会所	津市河芸町杜の街一丁目 2 0 番地 2 8
217	本福寺（境内）	津市河芸町東千里 6 9 1 番地 1
218	信光寺	津市河芸町東千里 7 0 7 番地 1
219	東千里公民館（尾前神社境内）	津市河芸町東千里 7 5 9 番地
220	正法寺	津市河芸町東千里 8 4 4 番地
221	南黒田公民館	津市河芸町南黒田 4 4 2 番地 1
222	南黒田公民館前広場	津市河芸町南黒田 4 4 2 番地 1
223	浜田公民館	津市河芸町浜田 1 4 4 0 番地 5
224	カジウラ集会所	津市河芸町浜田 4 4 7 番地 4
225	北黒田公民館	津市河芸町北黒田 4 3 番地 3
226	雲林院福祉会館	津市芸濃町雲林院 1 0 1 9 番地
227	下川公民館	津市芸濃町雲林院 1 1 9 2 番地 3
228	南山集会所	津市芸濃町雲林院 2 0 1 4 番地 8
229	南山集会所駐車場	津市芸濃町雲林院 2 0 1 4 番地 8
230	市場公民館	津市芸濃町雲林院 3 5 7 番地 2
231	中瀬古公民館	津市芸濃町雲林院 6 1 6 番地
232	上ノ段集会所	津市芸濃町雲林院 7 5 1 番地 1 0
233	河原集会所	津市芸濃町雲林院 8 1 6 番地 1 7
234	河原公園	津市芸濃町雲林院 8 1 6 番地 1 9
235	新田教育集会所	津市芸濃町雲林院 8 3 4 番地 1 7
236	青木団地公園	津市芸濃町雲林院 9 6 0 番地 1 6
237	青木団地教育集会所	津市芸濃町雲林院 9 6 0 番地 5 3
238	岡本公民館	津市芸濃町岡本 4 2 2 番地
239	河内下公民館（宝並）	津市芸濃町河内 2 8 2 番地 1
240	河内下之垣内公民館	津市芸濃町河内 8 8 9 番地
241	小野平公民館	津市芸濃町小野平 1 7 6 番地 1
242	多門公民館	津市芸濃町多門 8 5 7 番地
243	新横山集会所	津市芸濃町中縄 5 1 0 番地 4
244	藤ヶ丘団地集会所	津市芸濃町中縄 5 2 4 番地 4
245	藤ヶ丘団地公園	津市芸濃町中縄 5 2 4 番地 6 4
246	西部ヶ丘集会所	津市芸濃町中縄 6 4 4 番地 1
247	中縄公民館	津市芸濃町中縄 8 7 6 番地 3
248	楠原公民館	津市芸濃町楠原 4 2 4 番地

	指定緊急避難場所の名称	所在地
249	忍田駐車場	津市芸濃町忍田 1 3 9 番地
250	忍田公民館	津市芸濃町忍田 1 8 9 番地 3
251	萩野区グラウンド	津市芸濃町萩野 3 7 5 9 番地
252	萩野公民館	津市芸濃町萩野 7 3 1 番地
253	北神山公民館	津市芸濃町北神山 3 6 2 番地
254	八幡前集会所	津市芸濃町椋本 1 5 6 8 番地 1 9
255	椋本 7 - 2 広場	津市芸濃町椋本 2 1 6 0 番地 1 1
256	椋本三部集会所	津市芸濃町椋本 1 8 1 5 番地 5
257	第四部公民館	津市芸濃町椋本 2 6 9 9 番地 1
258	豊久野公民館	津市芸濃町椋本 3 7 0 6 番地 2
259	豊久野公民館駐車場	津市芸濃町椋本 3 7 0 6 番地 2
260	岩原公民館	津市芸濃町椋本 3 9 3 7 番地 1
261	殿町教育集会所	津市芸濃町椋本 4 1 0 番地 1 5
262	殿町教育集会所駐車場	津市芸濃町椋本 4 1 0 番地 1 5
263	西町公民館	津市芸濃町椋本 4 8 1 番地 3
264	平林公民館	津市芸濃町椋本 5 5 0 2 番地 2
265	富家集会所	津市芸濃町椋本 6 1 2 7 番地 1
266	椋本団地児童公園	津市芸濃町椋本 8 9 2 番地 1 1 3
267	椋本団地集会所	津市芸濃町椋本 8 9 2 番地 6 9
268	林町公民館	津市芸濃町林 1 6 3 番地 6
269	林殿町公民館	津市芸濃町林 1 7 8 4 番地 2
270	林川原公民館	津市芸濃町林 4 8 5 番地 1
271	長谷山ハイツ 1 公園	津市美里町家所 1 5 4 番地 7 3
272	長谷山ハイツ第一期集会所	津市美里町家所 1 5 4 番地 9 0
273	家所区民センター	津市美里町家所 2 0 6 7 番地 4
274	美里高齢者生活福祉センター	津市美里町家所 2 1 2 3 番地
275	明顕寺	津市美里町家所 2 2 4 1 番地
276	実相寺	津市美里町家所 2 3 7 1 番地 1
277	グリーンハウス	津市美里町家所 4 7 9 7 番地
278	長谷山ハイツ第二期集会所	津市美里町家所 8 番地 2 2 9
279	桂畑文化センター	津市美里町桂畑 1 2 4 4 番地 3
280	穴倉公民館	津市美里町穴倉 8 4 0 番地 1
281	穴倉公民館前広場	津市美里町穴倉 8 4 0 番地 1
282	中之郷クラブ	津市美里町五百野 1 3 6 0 番地 1
283	上之郷クラブ	津市美里町五百野 1 4 7 2 番地 1
284	吹上集会所	津市美里町五百野 1 7 1 4 番地
285	外山集会所	津市美里町五百野 1 7 4 4 番地
286	五百野ふれあいセンター	津市美里町五百野 1 9 1 6 番地 2
287	高座原公民館	津市美里町高座原 4 2 0 番地
288	高座原公民館東の公園	津市美里町高座原 4 2 0 番地
289	新開クラブ	津市美里町三郷 1 5 7 8 番地
290	梅林寺	津市美里町三郷 7 5 8 番地
291	船山公民館	津市美里町船山 7 1 番地 1
292	船山公民館駐車場	津市美里町船山 7 1 番地 1
293	下中集会所	津市美里町足坂 5 5 1 番地 2
294	南長野生活改善センター	津市美里町南長野 5 3 3 番地
295	日南田公民館	津市美里町日南田 4 3 番地
296	日南田公民館南広場	津市美里町日南田 4 3 番地
297	平木多目的集会所	津市美里町平木 4 9 2 番地
298	北長野ゆうえん地	津市美里町北長野 1 5 3 6 番地

	指定緊急避難場所の名称	所在地
299	北長野林業者等休養福祉施設	津市美里町北長野 1 5 4 4 番地 2
300	中野文化会館	津市美里町北長野 3 0 0 1 番地
301	中野集会所	津市美里町北長野 3 3 5 番地 1
302	細野区会議所	津市美里町北長野 2 2 1 4 番地
303	粟加区公民館	津市安濃町粟加 5 1 8 番地
304	安濃区集落センター	津市安濃町安濃 1 4 2 7 番地 2
305	メーブルビレッジ公園	津市安濃町安濃 2 4 8 8 番地 1 7
306	安部区公民館	津市安濃町安部 4 0 9 番地 1
307	戸島区公民館（集落センター）	津市安濃町大塚 4 8 6 番地
308	戸島区地区公園	津市安濃町戸島 8 0 0 番地
309	光明寺区集会所	津市安濃町光明寺 2 0 番地 2
310	荒木区ハートフル公園	津市安濃町荒木 1 8 8 番地 3
311	荒木区公民館	津市安濃町荒木 2 1 7 番地
312	種子碑(伝大日如来碑)	津市安濃町荒木 2 3 9 番地
313	今徳区公民館	津市安濃町今徳 1 4 8 4 番地
314	浄土寺川原ゲートボール場	津市安濃町浄土寺 1 4 8 2 番地
315	浄土寺区西ゴミ集積所横	津市安濃町浄土寺 1 6 5 6 番地 1
316	浄土寺区公民館	津市安濃町浄土寺 1 7 0 7 番地
317	ウィングタウン公園	津市安濃町浄土寺 5 6 番地 1 3
318	神田区集会所	津市安濃町神田 1 9 7 番地 1
319	佐倉園集会所	津市安濃町清水 1 1 2 番地 2 8
320	清水区公民館	津市安濃町清水 1 1 2 3 番地
321	シャロームタウン清水公園	津市安濃町清水 1 8 0 番地 1 1
322	清水ヶ丘第 2 児童公園	津市安濃町清水 7 5 6 番地 1 1
323	清水ヶ丘第 3 児童公園	津市安濃町清水 7 5 6 番地 1 5 8
324	清水ヶ丘公民館	津市安濃町清水 7 5 6 番地 3 0
325	清水苑地区公園	津市安濃町清水 8 1 2 番地 5
326	清水ヶ丘第 1 児童公園	津市安濃町清水 9 0 3 番地 5 8
327	清水ヶ丘地区公園	津市安濃町清水 9 0 3 番地 9 5
328	村主区公民館	津市安濃町川西 1 1 6 6 番地
329	井上区集落センター	津市安濃町川西 1 4 4 6 番地
330	村主区・河原口	津市安濃町川西 1 9 9 1 番地
331	J A 津安芸安濃中央支店	津市安濃町川西 2 0 4 2 番地
332	村主区バス停前(土橋)	津市安濃町川西 3 2 5 番地 1
333	ファミリーステージ安濃集会所	津市安濃町川西 5 9 2 番地 3 1
334	ファミリーステージ安濃公園	津市安濃町川西 5 9 2 番地 3 2
335	リバーサイド自治会集会所	津市安濃町川西 6 0 7 番地 4 0
336	下川原東地区ゴミ集積所前	津市安濃町川西 6 4 3 番地 9
337	前野区公民館	津市安濃町前野 1 0 5 番地
338	曽根農村公園	津市安濃町曽根 1 1 5 8 番地
339	曽根区公民館	津市安濃町曽根 6 0 9 番地 2
340	岩城区・県道横公園	津市安濃町草生 1 4 1 3 番地
341	岩城区集落センター	津市安濃町草生 1 4 8 6 番地
342	仲之郷区公民館	津市安濃町草生 2 0 3 4 番地 2
343	仲之郷児童公園	津市安濃町草生 4 0 2 3 番地 2
344	平尾区農作業管理休養施設	津市安濃町草生 3 1 4 7 番地 1
345	生水区公民館	津市安濃町草生 6 2 5 7 番地
346	山出地区集会所	津市安濃町草生 8 5 3 番地
347	花の木第 1 公園	津市安濃町太田 1 6 0 5 番地 2 0
348	花の木台集会所	津市安濃町太田 1 6 6 4 番地 8 0

	指定緊急避難場所の名称	所在地
349	太田区公民館	津市安濃町太田 6 1 番地
350	試験場団地宿舎 D 棟東敷地	津市安濃町大塚 2 3 9 番地
351	大塚区公民館	津市安濃町大塚 5 3 9 番地 9
352	前田区公民館	津市安濃町中川 1 5 9 9 番地
353	二子区公民館	津市安濃町中川 6 6 8 番地 3
354	田端上野区公民館	津市安濃町田端上野 5 5 1 番地 1
355	団地東安濃グラウンド	津市安濃町田端上野 8 7 4 番地 2 7
356	明合団地集会所	津市安濃町田端上野 9 1 0 番地 6 5
357	明合団地・中央公園	津市安濃町田端上野 9 7 5 番地 1 4
358	地蔵さん前広場	津市安濃町東観音寺 3 1 1 番地
359	東観音寺公民館	津市安濃町東観音寺 4 3 3 番地 1 0
360	魚繁商店駐車場	津市安濃町東観音寺 4 3 3 番地 2
361	レインボー安濃集会所	津市安濃町内多 2 8 6 番地 1 4
362	内多区公民館	津市安濃町内多 8 2 7 番地 1
363	南神山集落センター	津市安濃町南神山 1 0 0 番地
364	平田古墳歴史公園	津市安濃町妙法寺 1 0 0 4 番地 6
365	ピュアタウン集会所	津市安濃町妙法寺 1 0 1 3 番地 8
366	大森組事務所前	津市安濃町妙法寺 9 7 8 番地
367	妙法寺公民館	津市安濃町妙法寺 9 9 番地 4
368	野口区公民館	津市安濃町野口 6 2 番地 2
369	村主公民館	津市安濃町連部 6 9 番地 1
370	馬場区民会館	津市香良洲町 1 0 5 6 番地
371	桜町区民会館	津市香良洲町 1 3 4 番地 1 1
372	砂原区民会館	津市香良洲町 1 7 0 3 番地 2
373	地家区民会館	津市香良洲町 2 3 7 番地 1
374	高砂区民会館	津市香良洲町 3 6 7 5 番地 2 0
375	川原区民会館	津市香良洲町 4 5 5 番地
376	稲葉区民会館	津市香良洲町 5 5 3 6 番地 1
377	浜浦区民会館	津市香良洲町 5 8 7 9 番地
378	小松区民会館	津市香良洲町 7 8 6 番地 2
379	中央みのり公園	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番地 4 0 8
380	平岩集会所	津市一志町井関 2 4 9 番地
381	東山集会所	津市一志町井関 8 3 7 番地
382	井生公会所	津市一志町井生 2 6 9 1 番地
383	高野文化会館	津市一志町高野 1 1 7 0 番地 5
384	高岡老人憩いの家	津市一志町高野 1 3 2 1 番地 1
385	高岡幼稚園	津市一志町高野 1 4 5 1 番地
386	高野農村公園	津市一志町高野 9 6 9 番地 1
387	小山集会所	津市一志町小山 4 0 1 番地 1
388	庄村集会所	津市一志町庄村 2 4 4 番地 1
389	石橋公会所	津市一志町石橋 3 0 1 番地 2
390	村出集会所	津市一志町大仰 1 0 3 2 番地
391	虹が丘集会所	津市一志町虹が丘 5 番地 6
392	虹が丘くすのき公園	津市一志町虹が丘 9 番地 1 5
393	波瀬出張所	津市一志町波瀬 4 3 3 2 番地 2
394	JA三重中央農協旧室の口支店	津市一志町波瀬 7 0 6 8 番地
395	川合文化会館	津市一志町八太 4 2 0 番地 4
396	片野集会所	津市一志町片野 2 5 4 番地
397	姫路集会所	津市一志町片野 5 5 3 番地 2 4
398	青山高原保健休養地管理事務所	津市白山町伊勢見 4 番地

	指定緊急避難場所の名称	所在地
399	稲垣公民館	津市白山町稲垣 2 5 3 番地 2
400	岡集落センター	津市白山町岡 1 6 9 番地 1
401	垣内公民館	津市白山町垣内 6 8 4 番地
402	古市公民館	津市白山町古市 8 1 番地 1
403	上佐田公民館	津市白山町佐田 1 1 1 0 番地
404	口佐田集会所	津市白山町佐田 1 7 8 番地
405	佐田集会所	津市白山町佐田 5 5 4 番地 3
406	上佐田教育集会所	津市白山町佐田 9 4 8 番地
407	上広集会所	津市白山町三ヶ野 1 1 0 6 番地
408	大美集会所	津市白山町三ヶ野 1 2 6 3 番地 3
409	三ヶ野集会所	津市白山町三ヶ野 2 7 7 3 番地 1
410	三ヶ野上集会所	津市白山町三ヶ野 3 3 8 2 番地 1
411	山田野美里区公民館	津市白山町山田野 2 1 6 4 番地 3
412	山田野集会所	津市白山町山田野 2 9 4 9 番地 3
413	美里区多目的集会所	津市白山町山田野 3 3 8 番地 3
414	山田野上集会所	津市白山町山田野 4 6 4 番地 1
415	田中公民館	津市白山町山田野 4 8 1 番地 2
416	下司名公民館	津市白山町山田野 5 9 0 番地 5
417	北出区公民館	津市白山町山田野 7 5 2 番地 3
418	山田野 1 区公民館	津市白山町山田野 9 3 4 番地 7
419	小杉公民館	津市白山町小杉 1 9 1 番地
420	上ノ村集会所	津市白山町上ノ村 2 2 4 4 番地
421	グリーンホール	津市白山町上ノ村 9 番地 2 9 6
422	元取集会所	津市白山町城立 2 1 3 番地 3
423	真見集落センター	津市白山町真見 9 7 番地
424	御城公民館	津市白山町川口 1 0 7 6 番地
425	的場区集会所	津市白山町川口 1 1 6 5 番地
426	馬場公民館	津市白山町川口 1 2 6 0 番地 3
427	川口中集会所	津市白山町川口 1 5 8 番地
428	川口公民館	津市白山町川口 1 9 6 8 番地
429	瀬古集会所	津市白山町川口 2 0 2 2 番地
430	岩脇公民館	津市白山町川口 2 1 2 8 番地 2
431	川口北区駐車場	津市白山町川口 2 1 8 番地 5
432	上野公民館	津市白山町川口 2 6 2 9 番地
433	川口南公民館	津市白山町川口 2 7 番地
434	杉ヶ瀬公民館	津市白山町川口 2 7 8 2 番地
435	並木公民館	津市白山町川口 3 2 1 5 番地 1
436	茅刈公民館	津市白山町川口 3 4 3 7 番地
437	吹毛公民館	津市白山町川口 3 6 5 5 番地 2
438	御衣田公民館	津市白山町川口 3 7 0 2 番地 2
439	双川公民館	津市白山町川口 3 7 7 番地
440	小野連合区公民館	津市白山町川口 4 0 0 3 番地
441	市場公民館	津市白山町川口 4 7 5 5 番地
442	大広教育集会所	津市白山町川口 6 5 2 0 番地
443	大広地区集会所	津市白山町川口 6 8 2 0 番地
444	大角公民館	津市白山町川口 7 1 2 番地 1
445	大原集会所	津市白山町大原 2 0 0 番地 3
446	中ノ村集会所	津市白山町中ノ村 1 1 5 番地
447	藤集落センター	津市白山町藤 1 5 5 1 番地
448	西町公民館	津市白山町南家城 1 2 4 5 番地 4

	指定緊急避難場所の名称	所在地
449	家城グラウンド	津市白山町南家城 1 4 6 1 番地 2
450	本町生活改善センター	津市白山町南家城 1 5 0 0 番地
451	立町公民館	津市白山町南家城 1 5 1 7 番地 1 0
452	東町公民館	津市白山町南家城 1 6 2 番地
453	宮町公民館	津市白山町南家城 2 3 8 2 番地
454	白山高等学校グラウンド	津市白山町南家城 6 7 8 番地
455	南出倶楽部	津市白山町南出 2 9 6 番地 1
456	白山台公民館	津市白山町二本木 1 0 0 1 番地 4 2 6
457	浜城観音堂	津市白山町二本木 2 1 5 9 番地
458	閑城集会所	津市白山町二本木 2 3 3 1 番地
459	茶屋北集会所	津市白山町二本木 2 7 6 番地 2 5
460	向居上中公民館	津市白山町二本木 3 1 0 1 番地
461	向居山出北公民館	津市白山町二本木 3 4 9 0 番地
462	向居山出南公民館	津市白山町二本木 4 0 1 5 番地 1
463	沖広倶楽部	津市白山町二本木 4 0 3 番地
464	茶屋南集会所	津市白山町二本木 5 8 2 番地
465	中徳田集会所	津市白山町二本木 6 7 1 番地
466	西徳田公民館	津市白山町二本木 6 9 0 番地 2
467	二俣集落センター	津市白山町二俣 7 0 2 番地
468	八対野 1 区公民館	津市白山町八対野 1 0 0 番地
469	八対野 4 区公民館	津市白山町八対野 1 1 2 9 番地 4
470	八対野 5 区公民館	津市白山町八対野 2 6 番地
471	八対野 2 区公民館	津市白山町八対野 2 8 3 8 番地 3
472	八対野 3 区公民館	津市白山町八対野 3 5 0 8 番地
473	八対野教育文化会館	津市白山町八対野 9 2 番地 2
474	福田山公民館	津市白山町福田山 5 7 7 番地
475	北家城自主防災センター	津市白山町北家城 1 3 2 8 番地
476	不動之口公民館	津市美杉町下之川 2 0 3 9 番地 3
477	中津集会所	津市美杉町下之川 5 0 6 0 番地
478	ごんぼ会館	津市美杉町下之川 5 3 9 6 番地 1
479	中市場会館	津市美杉町奥津 1 2 1 6 番地
480	八幡生活改善センター駐車場	津市美杉町奥津 1 2 9 4 番地
481	谷口集会所	津市美杉町奥津 2 0 7 1 番地
482	波籠集会所	津市美杉町奥津 2 6 5 番地 1
483	上殿集会所	津市美杉町奥津 9 6 2 番地 1
484	野登瀬公民館	津市美杉町下多気 1 4 8 4 番地
485	六田公民館	津市美杉町下多気 1 8 2 番地
486	やまなみ会館	津市美杉町下多気 2 5 8 6 番地 6
487	世古集会所	津市美杉町下多気 6 3 3 番地
488	下之川生活改善センター駐車場	津市美杉町下之川 1 8 7 5 番地
489	三多気農事集会所	津市美杉町三多気 3 9 0 番地
490	美杉多気体育館前グラウンド	津市美杉町上多気 1 0 4 2 番地 5
491	立川区公民館	津市美杉町上多気 1 1 1 番地 2
492	町屋公民館	津市美杉町上多気 1 3 3 0 番地
493	小津集会所	津市美杉町上多気 3 1 2 番地
494	杉平集会所	津市美杉町杉平 1 0 8 番地 3
495	伊勢地多目的集会所前グラウンド	津市美杉町石名原 1 5 8 3 番地
496	寺村集会所	津市美杉町石名原 1 7 4 7 番地 1
497	下前戸集会所	津市美杉町石名原 1 8 9 5 番地 1
498	下垣内東集会所	津市美杉町石名原 1 9 2 2 番地 4

	指定緊急避難場所の名称	所在地
499	越知集会所	津市美杉町石名原 2 1 5 6 番地 1
500	逢坂集会所	津市美杉町石名原 2 8 1 2 番地 1
501	上垣内集会所	津市美杉町石名原 6 4 0 番地 4
502	払戸東集会所	津市美杉町石名原 8 9 6 番地 3
503	宮の本上集会所	津市美杉町川上 1 3 0 3 番地
504	やまびこ会館	津市美杉町川上 3 2 番地 1
505	中村上集会所	津市美杉町川上 3 7 4 3 番地 1
506	上太郎生公民館	津市美杉町太郎生 1 1 2 5 番地
507	上出組集会所	津市美杉町太郎生 2 0 3 2 番地 2
508	宮崎組集会所	津市美杉町太郎生 2 0 6 0 番地 6
509	萩原集会所	津市美杉町太郎生 2 1 7 8 番地 1
510	大洞組集会所	津市美杉町太郎生 2 8 5 4 番地 3
511	南出自治会集会所	津市美杉町太郎生 3 0 2 7 番地 1
512	太郎生殿組集会所	津市美杉町太郎生 3 8 0 5 番地 1
513	猿子自治会館	津市美杉町太郎生 4 4 7 3 番地 3
514	江後中尾集会所	津市美杉町太郎生 5 5 7 番地
515	上太郎生西地区農業集落多目的集会所	津市美杉町太郎生 7 3 9 番地 1
516	下組区集会所	津市美杉町丹生俣 1 7 4 番地 2
517	中俣集会所	津市美杉町丹生俣 7 8 3 番地 1
518	中原公民館	津市美杉町竹原 1 0 5 2 番地 4
519	上平公民館	津市美杉町竹原 1 3 9 8 番地 1
520	小原公民館	津市美杉町竹原 2 0 9 0 番地 1
521	掛之脇公民館	津市美杉町竹原 2 5 6 5 番地
522	中野公民館	津市美杉町竹原 3 1 9 9 番地
523	持経集会所	津市美杉町竹原 3 7 8 番地 9
524	脇ヶ野公民館	津市美杉町八手俣 1 1 0 3 番地 2
525	小西公民館	津市美杉町八知 1 5 1 3 番地
526	宮ノ下集会所	津市美杉町八知 3 0 2 7 番地 1
527	元小西集会所	津市美杉町八知 3 1 1 6 番地
528	立花自治会館	津市美杉町八知 3 1 3 番地 2
529	大御堂公民館（柳瀬分館）	津市美杉町八知 3 8 9 8 番地 2
530	大御堂公民館（箱根分館）	津市美杉町八知 4 5 2 4 番地
531	大御堂公民館	津市美杉町八知 5 1 5 3 番地 1
532	美杉総合開発センター駐車場	津市美杉町八知 5 8 2 8 番地 1
533	須淵公民館	津市美杉町八知 6 7 4 番地 1
534	老ヶ野第一公民館	津市美杉町八知 8 2 4 3 番地
535	小田集会所	津市美杉町八知 9 3 7 1 番地 1
	（津波避難ビル（津波避難協力ビルを含む））	
1	第二岩崎病院	津市一身田町 3 8 7 番地
2	イセッパビル	津市桜橋三丁目 4 0 8 番地
3	津中央郵便局	津市中央 1 番 1 号
4	フェニックスメディカルセンタービル	津市乙部 5 番 3 号
5	C S ビル	津市寿町 1 8 番 1 5 号
6	津老人保健施設アルカディア	津市乙部 1 1 番 5 号
7	パナソニック（株）エコソリューションズ社津工場 厚生会館	津市藤方 1 6 6 8 番地
8	L u t ' s （ラッツ）	津市藤方 7 1 6 番地
9	ホテル ザ・グランコート津西	津市広明町 3 4 5 番地 4
10	J A ビル専用駐車場	津市栄町二丁目 4 0 7 番地 2
11	フェニックスホテル	津市大門 2 8 番 8 号

	指定緊急避難場所の名称	所在地
12	三重県教育文化会館	津市桜橋二丁目142番地
13	東邦ガス株式会社 津営業所	津市南丸之内4番10号
14	サービス付き高齢者向け住宅安濃津ろまん	津市神戸154番地9
15	くもづホテル&コンファレンス	津市雲出長常町626番地10
16	北立誠小学校	津市江戸橋一丁目30番地
17	南立誠小学校	津市桜橋二丁目39番地
18	敬和小学校	津市中河原445番地
19	修成小学校	津市修成町9番1号
20	育生小学校	津市下弁財町津興1350番地
21	藤水小学校	津市藤方1627番地
22	雲出小学校	津市雲出本郷町1164番地
23	豊津小学校	津市河芸町一色1680番地
24	香良洲小学校	津市香良洲町2190番地1
25	橋北中学校	津市桜橋二丁目38番地1
26	東橋内中学校	津市中河原356番地2
27	三重短期大学	津市一身田中野157番地
28	敬和公民館	津市寿町21番22号
29	賢崎地区防災コミュニティセンター	津市港町1番23号
30	まつぼっくり作業所	津市香良洲町5722番地
31	(市営)フェニックス通り駐車場	津市大門7番32号
32	アスト駐車場	津市羽所町700番地
33	香良洲歴史資料館(若桜会館)	津市香良洲町6320番地
34	川口ポンプ場	津市香良洲町3763番地1
35	掘割ポンプ場	津市香良洲町3953番地3
36	中日新聞 津橋南専売所	津市上弁財町15番8号
37	大門病院	津市大門1番3号
38	津センターパレスビル	津市大門7番15号
39	津興第1ビル	津市本町13番21号
40	T O S H I	津市中央14番8号
41	三重県津庁舎(本館)	津市桜橋三丁目446番地34
42	三重県勤労者福祉会館	津市栄町一丁目891番地
43	三重県立津工業高等学校	津市半田534番地
44	三重県立みえ夢学園高等学校	津市柳山津興1239番地
45	三重県立豊学校	津市藤方2304番地2
46	白塚小学校	津市白塚町4463番地
47	栗真小学校	津市栗真中山町452番地
48	一身田小学校	津市一身田大古曾355番地
49	養正小学校	津市丸之内養正町14番1号
50	神戸小学校	津市神戸332番地1
51	一身田中学校	津市一身田中野880番地1
52	西橋内中学校	津市東古河町7番1号
53	橋南中学校	津市上弁財町津興2537番地4
54	朝陽中学校	津市河芸町上野2010番地
55	香海中学校	津市香良洲町128番地
56	津リージョンプラザ	津市西丸之内23番1号
57	津リージョンプラザ立体駐車場	津市西丸之内23番1号
58	津市モーターボート競走場	津市藤方637番地
59	津市本庁舎	津市西丸之内23番1号
60	津市香良洲庁舎	津市香良洲町1878番地

	指定緊急避難場所の名称	所在地
61	児童養護施設里山学院なのはな	津市河芸町影重 1 1 7 1 番地 1
62	市営白塚団地 3 号館	津市白塚町 5 8 番地 3
63	高洲会館	津市高洲町 1 8 番 1 4 号
64	さくら児童館	津市中河原 2 0 7 5 番地
65	殿木集会所	津市雲出島貫町 4 8 8 番地 1
66	特別養護老人ホーム津の街	津市一身田平野 7 2 6 番地 6
67	特定施設憩いの里津ケアホーム	津市一身田平野 7 2 6 番地 3
68	三愛相生町ビル	津市相生町 1 0 番地
69	百五銀行岩田本店棟	津市岩田 2 1 番 2 7 号
70	百五銀行丸之内本部棟	津市丸之内 3 1 番 2 1 号
71	津市防災物流施設	津市雲出伊倉津町 7 9 2 番地 1
72	相生会館	津市相生町 3 8 3 番地
73	タカノビル	津市丸之内 2 4 番 1 6 号
74	七尾ビル	津市南中央 2 番 1 8 号
75	MORE ビル（モアビル）	津市栄町三丁目 1 4 1 番地 1
76	HOWA ビル津	津市栄町二丁目 3 8 0 番地
77	株式会社シーテック三重支社	津市大倉 1 2 番 1 9 号
78	日本土建本社ビル	津市大倉 1 9 番 1 号
79	津栄町三交ビル	津市栄町四丁目 2 5 5 番地
80	三重会館	津市中央 1 番 1 号
81	津生協病院附属診療所	津市船頭町津興 3 4 5 3 番地
82	津第二地方合同庁舎	津市島崎町 3 2 7 番地 2
83	津商工会館	津市丸之内 2 9 番 1 4 号
84	カヤバシステムマシナリー株式会社三重工場	津市雲出長常町 1 1 2 9 番地 1 1
85	津丸の内ビル	津市丸之内 9 番 1 8 号
86	岡本総本店津店	津市南丸之内 1 7 番 2 9 号
	（土砂災害避難施設）	
1	美杉ゴルフ倶楽部ロッヂ	津市美杉町下多気 3 4 3 7 番地 3 4
2	天理教八十八分教会	津市美杉町石名原 1 8 5 8 番地 1
3	町屋公民館	津市美杉町上多気 1 3 3 0 番地
4	雲林院福祉会館	津市芸濃町雲林院 1 0 1 9 番地
5	天理教國司分教会	津市美杉町丹生俣 7 8 3 番地 1
6	中俣集会所	津市美杉町丹生俣 7 8 3 番地 3
7	浄土宗高巖寺	津市美杉町川上 3 3 8 3 番地
8	北長野林業者等休養福祉施設	津市美里町北長野 1 5 4 4 番地 2

津市告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

上太郎生地区自治会連合会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持形成を図ることを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の会員相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) その他目的達成のために必要な事業

3 区域

津市美杉町太郎生内の江後中尾自治会、南自治会、北垣内自治会、東上自治会、東下自治会に属する区域とする。

4 事務所

津市美杉町太郎生 1 1 2 6 番地 2

5 代表者の氏名及び住所

國嶋 泰彦

津市美杉町太郎生 5 8 2 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得

なければならない。

9 認可年月日

平成 2 9 年 2 月 1 日

津市告示第 1 2 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）
第 1 6 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1
8 年津市規則第 2 0 3 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 9 年度の津
市市営住宅の近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

平成 2 9 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

市営住宅の名称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地 1 号館	3 3 , 2 0 0 円
白塚団地 2 号館	3 3 , 2 0 0 円
白塚団地 3 号館	3 3 , 3 0 0 円
白塚団地 4 号館	3 9 , 0 0 0 円
白塚団地 5 号館	3 9 , 6 0 0 円
一身田アパート 1 0 3 号、1 0 4 号、2 0 1 号 から 2 0 4 号まで及び 3 0 1 号から 3 0 4 号ま で	3 8 , 7 0 0 円
一身田アパート 1 0 1 号及び 1 0 2 号	3 8 , 7 0 0 円
上浜六丁目住宅	8 , 0 0 0 円
旭町 C B アパート	1 3 , 0 0 0 円
下部田簡耐住宅	8 , 2 0 0 円
大井アパート	2 5 , 1 0 0 円
大井住宅 A - 1 号から A - 1 2 号まで、A - 1 5 号から A - 1 8 号まで、D - 1 号から D - 4 号まで及び D - 2 3 号から D - 2 6 号まで	3 8 , 0 0 0 円
大井住宅 D - 1 5 号から D - 2 0 号まで	3 8 , 0 0 0 円
大井住宅 A - 1 3 号から A - 1 4 号まで及び D - 5 号から D - 1 4 号まで	3 8 , 5 0 0 円
大井住宅 C - 1 7 号から C - 2 5 号まで、C - 2 7 号及び C - 2 8 号	3 8 , 5 0 0 円
大井住宅 C - 1 号から C - 1 6 号まで	3 9 , 1 0 0 円

大井住宅 B - 1 2 号から B - 2 7 号まで	4 0 , 0 0 0 円
大井住宅 B - 4 号から B - 1 1 号まで	3 9 , 9 0 0 円
大井住宅 B - 2 号及び B - 3 号	3 9 , 9 0 0 円
高洲町アパート 1 号館	1 5 , 2 0 0 円
高洲町アパート 2 号館	1 7 , 8 0 0 円
高洲町アパート 3 号館	2 3 , 0 0 0 円
高洲町アパート 4 号館	2 4 , 9 0 0 円
高洲町アパート 5 号館	2 4 , 9 0 0 円
高洲住宅 7 番 1 号から 7 番 4 号まで、 7 番 2 1 号から 7 番 2 4 号まで、 1 0 番 1 号から 1 0 番 4 号まで、 1 9 番 7 号から 1 9 番 1 2 号まで、 2 2 番 1 号から 2 2 番 1 2 号まで及び 2 3 番 1 号から 2 3 番 2 4 号まで	4 0 , 0 0 0 円
高洲住宅 1 8 番 1 号から 1 8 番 1 0 号まで、 1 8 番 1 5 号から 1 8 番 4 1 号まで、 1 8 番 4 3 号から 1 8 番 4 9 号まで及び 1 9 番 1 号から 1 9 番 6 号まで	4 0 , 0 0 0 円
高洲住宅 6 番 1 号から 6 番 1 2 号まで、 7 番 5 号から 7 番 8 号まで、 7 番 1 7 号から 7 番 2 0 号まで、 1 0 番 5 号から 1 0 番 8 号まで、 1 1 番 1 号から 1 1 番 1 2 号まで、 1 1 番 1 5 号から 1 1 番 2 2 号まで及び 1 4 番 1 号から 1 4 番 1 8 号まで	4 0 , 9 0 0 円
高洲住宅 3 番 1 号から 3 番 1 2 号まで、 7 番 1 0 号から 7 番 1 6 号まで及び 1 0 番 9 号から 1 0 番 2 4 号まで	4 0 , 9 0 0 円
新町 2 号館アパート	1 6 , 8 0 0 円
新町 3 号館アパート	1 4 , 8 0 0 円
新町 4 号館アパート	1 4 , 8 0 0 円
千鳥アパート	4 2 , 8 0 0 円
阿漕 B 住宅	9 , 5 0 0 円
阿漕 C 住宅	9 , 4 0 0 円

阿漕 1 号館アパート	1 3 , 9 0 0 円
阿漕 2 号館アパート	1 4 , 7 0 0 円
南阿漕 1 号館	2 8 , 1 0 0 円
南阿漕 2 号館	3 1 , 8 0 0 円
朝夕 1 号館アパート	1 1 , 8 0 0 円
朝夕 2 号館アパート	1 2 , 9 0 0 円
朝夕 3 号館アパート	1 3 , 5 0 0 円
藤水団地 1 号館	4 1 , 5 0 0 円
藤水団地 2 号館 2 0 1 号、2 0 2 号、3 0 1 号 及び 3 0 2 号	3 9 , 8 0 0 円
藤水団地 2 号館 1 0 1 号及び 1 0 2 号	4 4 , 6 0 0 円
上弁財団地 1 号館	5 0 , 7 0 0 円
上弁財団地 2 号館 2 0 1 号、2 0 3 号、3 0 1 号、3 0 3 号、4 0 1 号及び 4 0 3 号	5 1 , 1 0 0 円
上弁財団地 2 号館 1 0 1 号から 1 0 3 号まで、 2 0 2 号、3 0 2 号及び 4 0 2 号	4 2 , 1 0 0 円
ぜにやま団地 1 号館	1 0 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 2 号館	1 1 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 3 号館	1 1 , 7 0 0 円
ぜにやま団地 4 号館	1 3 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 5 号館	1 2 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 6 号館	1 4 , 4 0 0 円
ぜにやま団地 7 号館	1 4 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 8 号館	1 5 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 9 号館	1 5 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 0 号館	1 5 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 1 号館	1 5 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 2 号館	1 7 , 4 0 0 円
ぜにやま団地 1 3 号館	2 2 , 1 0 0 円
ぜにやま団地 1 4 号館	2 2 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 5 号館	2 4 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 6 号館	2 5 , 2 0 0 円

ぜにやま団地 1 7 号館	2 8 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 8 号館	2 8 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 9 号館	2 7 , 1 0 0 円
藤方団地 1 号館	2 8 , 4 0 0 円
藤方団地 2 号館	2 9 , 9 0 0 円
藤方団地 3 号館	2 9 , 9 0 0 円
藤方団地 4 号館	2 8 , 8 0 0 円
城山アパート	1 1 , 1 0 0 円
西城山 1 号館アパート	1 5 , 0 0 0 円
西城山 2 号館アパート	1 5 , 0 0 0 円
西城山 3 号館アパート	1 5 , 4 0 0 円
西城山 4 号館アパート	1 5 , 4 0 0 円
西城山 5 号館アパート	1 5 , 3 0 0 円
西城山 6 号館アパート	1 5 , 3 0 0 円
小森団地 1 号館	4 5 , 8 0 0 円
小森団地 2 号館	4 2 , 4 0 0 円
高茶屋住宅	8 , 7 0 0 円
里ノ上 A 住宅	8 , 2 0 0 円
里ノ上 B 住宅	8 , 4 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 3 号、1 0 4 号、2 0 3 号、2 0 4 号、3 0 3 号及び 3 0 4 号	7 2 , 0 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 2 号から 1 0 5 号まで、2 0 2 号、2 0 5 号、3 0 2 号及び 3 0 5 号	6 7 , 5 0 0 円
雲出 1 号館 2 0 1 号、2 0 6 号、3 0 1 号及び 3 0 6 号	6 6 , 8 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 1 号	6 6 , 8 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 6 号	6 9 , 3 0 0 円
雲出 2 号館 2 0 3 号から 2 0 6 号まで及び 3 0 3 号から 3 0 6 号まで	7 4 , 4 0 0 円
雲出 2 号館 2 0 2 号、2 0 7 号、3 0 2 号及び 3 0 7 号	6 9 , 6 0 0 円

雲出 2 号館 2 0 1 号、2 0 8 号、3 0 1 号及び 3 0 8 号	6 8 , 9 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 2 号及び 1 0 7 号	6 9 , 6 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 8 号	6 8 , 9 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 1 号	7 1 , 4 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 3 号から 1 0 6 号まで	7 4 , 4 0 0 円
野村団地	1 1 , 1 0 0 円
野村東団地	1 0 , 4 0 0 円
相川団地	1 2 , 6 0 0 円
森団地 1 号から 1 2 号まで	8 , 3 0 0 円
森団地 1 3 号から 2 4 号まで	8 , 8 0 0 円
森団地 3 3 号から 4 1 号まで及び 4 3 号から 4 5 号まで	1 0 , 0 0 0 円
森団地 4 6 号から 5 7 号まで	1 1 , 9 0 0 円
森団地 2 5 号から 3 2 号まで	8 , 7 0 0 円
森団地 5 8 号から 7 2 号まで	1 4 , 6 0 0 円
森団地 7 3 号から 7 9 号まで	1 3 , 1 0 0 円
森団地 8 0 号から 8 9 号まで	1 4 , 6 0 0 円
中町団地 A	2 6 , 8 0 0 円
中町団地 B	2 8 , 9 0 0 円
相川西団地 A	2 8 , 5 0 0 円
相川西団地 B	3 6 , 4 0 0 円
明神団地	3 6 , 2 0 0 円
北口団地 A	3 7 , 1 0 0 円
北口団地 B	4 0 , 0 0 0 円
桃里団地 A	4 4 , 4 0 0 円
桃里団地 B	5 1 , 7 0 0 円
桃里団地 C	4 5 , 7 0 0 円
桃里団地 D 1 0 1 号及び 1 0 7 号	1 0 6 , 8 0 0 円
桃里団地 D 1 0 2 号から 1 0 4 号まで、2 0 2 号から 2 0 4 号まで、3 0 2 号から 3 0 4 号ま	8 8 , 0 0 0 円

で、４０２号から４０４号まで、５０２号から ５０４号まで及び６０２号から６０４号まで	
桃里団地Ｄ１０５号、１０５号、２０５号、２ ０６号、３０５号、３０６号、４０５号、４０ ６号、５０５号、５０６号、６０５号及び６０ ６号	８８，１００円
桃里団地Ｄ２０１号、２０７号、３０１号、３ ０７号、４０１号、４０７号、５０１号、５０ ７号、６０１号及び６０７号	１０５，７００円
青木団地１号から３号まで、５号から７号ま で、１０号から１３号まで及び１６号から１９ 号まで	１６，２００円
青木団地８号、９号、１４号、１５号、２０号 から３５号まで、３７号から４１号まで及び４ ３号から４６号まで	１７，７００円
藤ヶ丘団地１号から３号まで、５号から２４号 まで及び２６号から３７号まで	２８，４００円
藤ヶ丘団地３８号から４１号まで及び４３号か ら７４号まで	２８，９００円
殿町住宅	３７，８００円
新横山住宅	３８，１００円
美里第１住宅Ａ棟	３４，３００円
美里第１住宅Ｂ棟	３４，３００円
美里第２住宅１号館	１７，７００円
美里第２住宅２号館	１７，７００円
片野団地Ａ棟	３６，９００円
片野団地Ｂ棟	３６，８００円
新沢田団地	１７，２００円
奥津団地	５，５００円

津市告示第 1 3 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 9 年 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0 3 7 8 5 1 3	平成 2 8 年 1 0 月 1 日	平成 2 8 年 1 2 月 5 日

津市告示第 1 4 号

下記の者の督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 9 年 2 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	平成 2 6 年度市民税県 民税督促状第 3 期及び 第 4 期 平成 2 6 年度軽自動車 税督促状

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 1 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 1 月 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 1 月 4 日
高洲町地内	1	平成 2 9 年 1 月 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 1 月 1 0 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 9 年 1 月 1 1 日
鳥居町地内	1	平成 2 9 年 1 月 1 1 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 1 月 1 3 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 1 月 1 7 日
野田地内	1	平成 2 9 年 1 月 1 9 日
栄町二丁目地内	1	平成 2 9 年 1 月 1 9 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 1 月 2 3 日
乙部地内	1	平成 2 9 年 1 月 2 5 日
阿漕駅前公共自転車等駐車場	1 6	平成 2 9 年 1 月 2 6 日
高茶屋駅前公共自転車等駐車場	1 4	平成 2 9 年 1 月 2 6 日
高茶屋小森町地内	1	平成 2 9 年 1 月 2 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 1 月 3 0 日
垂水地内	1	平成 2 9 年 1 月 3 1 日
高洲町地内	1	平成 2 9 年 1 月 3 1 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 1 6 号

下記の者の平成 2 8 年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 9 年 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

津市公告第 1 5 号

地方自治法第 2 6 0 条の 3 8 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存に関する申請を相当と認め、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 9 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

名 称	二子区自治会
区 域	津市安濃町中川 5 5 0 番地と 6 6 8 番地から 1 2 0 0 番地までの区域
主たる事務所 の所在地	津市安濃町中川 6 6 8 番地 3

2 申請不動産に関する事項（土地）

地目	面 積	所 在 地
原野	6 9 m ²	津市安濃町中川字南垣内 6 6 8 番 1
墓地	1 8 8 m ²	津市安濃町中川字南垣内 6 9 3 番
墓地	2 2 1 m ²	津市安濃町中川字東大谷 5 9 8 番
墓地	2 3 1 m ²	津市安濃町中川字東釜糠 9 5 8 番

3 申請事項に関し異議申出ができる者

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議申出の期間

平成 2 9 年 2 月 1 日から平成 2 9 年 5 月 1 日まで

5 異議申出の方法

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書及び当該申請書に記載する書類で異議申出ができる者であることを証するものを添付して提出

【担当課（問い合わせ先）】

津市市民部地域連携課対話連携担当

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 1 0

ファクス 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 6 6

津市公告第 1 6 号

地方自治法第 2 6 0 条の 3 8 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転に関する申請を相当と認め、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 9 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

名 称	二子区自治会
区 域	津市安濃町中川 5 5 0 番地と 6 6 8 番地から 1 2 0 0 番地までの区域
主たる事務所 の所在地	津市安濃町中川 6 6 8 番地 3

2 申請不動産に関する事項（土地）

地目	面 積	所 在 地
山林	6 , 3 7 6 m ²	津市安濃町中川字南垣内 6 5 9 番
山林	1 , 0 2 4 m ²	津市安濃町中川字南垣内 6 5 9 番 1
山林	6 7 7 m ²	津市安濃町中川字中大谷 9 1 1 番
山林	6 1 8 m ²	津市安濃町中川字中大谷 9 1 2 番
山林	4 , 1 6 8 m ²	津市安濃町中川字中大谷 9 2 1 番

3 申請事項に関し異議申出ができる者

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議申出の期間

平成 2 9 年 2 月 1 日から平成 2 9 年 5 月 1 日まで

5 異議申出の方法

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書及び当該申請書に記載する書類で異議申出ができる者であることを証するものを添付して提出

【担当課（問い合わせ先）】

津市市民部地域連携課対話連携担当

〒514 - 8611

三重県津市西丸之内23番1号

電話番号 059 - 229 - 3110

ファクス 059 - 229 - 3366

津市公告第 1 7 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 9 年 2 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

429020603

公 告 日	平成29年2月6日	工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成 2 8 年度下建公補第 1 2 号 津第 5 - 3 処理分区公共下水道工事（その 2 ）			
工 事 場 所	津市 垂水	地内		
工 事 概 要	管布設工(管径150～200mm) 218m 組立マンホール工 4箇所 小型マンホール工 5箇所 ます設置工 18箇所			
工 期	契約締結の日から 平成29年6月23日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年2月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年2月24日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成29年2月15日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成29年2月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成29年2月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年3月1日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	21,449,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ <u>当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</u>			

事後審査型条件付一般競争入札

429020604

公 告 日	平成29年2月6日	工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成28年度下建公補第22号 中別保第2処理分区公共下水道工事			
工 事 場 所	津市 河芸町上野 地内			
工 事 概 要	管布設工(管径200mm) 208m 組立マンホール工 3箇所			
工 期	契約締結の日から 平成29年7月28日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】河芸	【格付】C・B・A2・A1
		【ブロック】安芸	【地区】芸濃・美里・安濃	【格付】C・B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年2月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年2月24日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成29年2月15日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成29年2月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成29年2月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年3月1日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	22,435,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。			

事後審査型条件付一般競争入札

429020605

公 告 日	平成29年2月6日	工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成 2 8 年度下建公補第 2 5 号 東観音寺処理分区ほか 2 処理分区公共下水道工事			
工 事 場 所	津市 安濃町東観音寺ほか 2 町 地内			
工 事 概 要	管推進工(管径150mm) 11m 管布設工(管径150～250mm) 40m 組立マンホール工 3箇所 小型マンホール工 1箇所			
工 期	契約締結の日から 平成29年7月28日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】安濃・河芸・芸濃・美里	【格付】C・B・A2・A1
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】C・B・A2・A1
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C・B・A2・A1
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
		専門技術者	推進工事技士(推進工事施工時における専任配置) (主任技術者・現場代理人と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年2月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年2月24日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成29年2月15日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成29年2月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成29年2月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年3月1日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	22,571,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・<u>当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</u>			

事後審査型条件付一般競争入札

429020606

公 告 日	平成29年2月6日	工 事 担 当 課	下水道建設課
工 事 名	平成28年度下建公補第24号 町屋第2雨水幹線築造工事		
工 事 場 所	津市 江戸橋二丁目 地内		
工 事 概 要	プレキャストカルバート工 9.5m		
工 期	契約締結の日から 平成29年9月20日 まで		
発 注 業 種	土木一式		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格 付 要 件	あり	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲
		【ブロック】	【地区】
		【ブロック】	【地区】
	同 種 工 事 実 績 要 件		
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者 (本市発注工事における専任配置)
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)
	その他要件		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年2月24日 まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年2月24日 まで	
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100	
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成29年2月15日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)	
	回 答 日	平成29年2月20日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333	
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)	
	提 出 期 限	平成29年2月24日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年3月1日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室		
予 定 価 格	30,039,000 円 (税抜き)		
最低制限価格	有		
入札保証金	免 除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ <u>当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</u>		

事後審査型条件付一般競争入札

429020607

公 告 日	平成29年2月6日	工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成28年度下建公補第23号 災害用仮設便所貯留管設置工事			
工 事 場 所	津市 一志町高野ほか2町 地内			
工 事 概 要	管布設工(管径200mm～450mm) 174m 組立マンホール工 6箇所 小型マンホール工 4箇所 ゲートバルブ付特殊マンホール工 3箇所 ます設置工 18箇所			
工 期	契約締結の日から 平成29年9月29日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】一志・久居・白山・美杉	【格付】B・A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年2月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年2月24日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成29年2月15日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成29年2月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成29年2月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年3月1日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	32,816,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。			

事後審査型条件付一般競争入札

429020608

公 告 日	平成29年2月6日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	平成 2 8 年度下施汚水補第 1 号 極楽橋ポンプ場ポンプ設備（ 5 号雨水ポンプ ）改築工事に伴う電気設備工事			
工 事 場 所	津市 東丸之内 地内			
工 事 概 要	電気設備工事 一式 ポンプ設備コントロールセンタ ー式 5号雨水ポンプ補助継電器盤 1面 5号雨水ポンプ操作盤 1面			
工 期	契約締結の日から 平成30年3月16日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり 電気工事で発注された、下水道施設等（ポンプ場、排水機場、処理場）の電気設備（建築電気設備は除く）の製作又は据付工事で、契約金額が1,800万円以上		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（本市発注工事における専任配置）	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること （審査基準日：平成26年10月1日～平成27年9月30日）		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年2月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年2月24日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成29年2月15日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成29年2月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成29年2月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年3月1日 午前10時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	20,342,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有（申請は平成29年4月以降とする）			
部 分 払	有			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・当工事の発注者（契約相手方）は、「津市上下水道事業管理者」です。			

事後審査型条件付一般競争入札

429020609

公 告 日	平成29年2月6日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	平成 2 8 年度下施雨ボ補第 1 号 半田川田ポンプ場沈砂池設備（ 3 号除塵機等）築造工事			
工 事 場 所	津市 半田及び神戸 地内			
工 事 概 要	沈砂池設備 一式 自動除塵機(水路幅3.1m×深さ3.7m) 1基 NO.1し渣搬出機 1基 NO.2し渣搬出機 1基 し渣ホッパ 1基			
工 期	契約締結の日から 平成29年10月27日 まで			
発 注 業 種	機械器具設置			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された、下水道施設等（ポンプ場、排水機場、処理場）の除塵機(水路幅×深さが9.2m ² 以上)を含む沈砂池設備の製作又は据付工事で、契約金額が1億1,000万円以上		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（監理技術者と兼務可）	
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成26年10月1日～平成27年9月30日)		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年2月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年2月24日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成29年2月15日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成29年2月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成29年2月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年3月1日 午前10時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	120,920,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有(申請は平成29年4月以降とする)			
部 分 払	有			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・当工事の発注者（契約相手方）は、「津市上下水道事業管理者」です。			

津市公告第 18 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 29 年 2 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 19 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 3 項の規定により、津市森林整備計画を変更したいので、同法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により公告し、当該森林計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該森林計画変更の案に意見がある者は、同法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、津市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成 29 年 2 月 14 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

津市白山庁舎 2 階 津市農林水産部林業振興室

2 縦覧期間

平成 29 年 2 月 14 日から平成 29 年 3 月 13 日まで

津市上下水道事業告示第 3 号

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）第 11 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 29 年 2 月 8 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
名張近鉄ガス株式会社	名張市桔梗が丘一番町一街区 5 番地の 1	平成 29 年 1 月 13 日

津市上下水道事業告示第 4 号

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）第 11 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 29 年 2 月 8 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
乾設備	松阪市大黒田町 1 4 6 1 番地 レジデンス善 1 0 8	平成 2 9 年 1 月 3 0 日

津市選挙管理委員会告示第 1 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第 23 条第 2 項の規定により告示する。

平成 29 年 2 月 9 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市西丸之内 23 番 1 号 津市本庁舎 8 階
津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により
在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月
日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第30条の7第2
項の規定により告示する。

平成29年2月9日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市西丸之内23番1号 津市本庁舎8階
津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第 3 号

平成 29 年 3 月 12 日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので告示する。

平成 29 年 2 月 9 日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

提出すべき場所 津市芸濃総合支所地域振興課

津市選挙管理委員会告示第4号

平成29年3月12日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定めたので告示する。

平成29年2月9日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

交付場所 津市芸濃庁舎2階防災会議室

津市選挙管理委員会告示第 5 号

平成 29 年 3 月 12 日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により投票記載所氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選管告示第 5 号）第 85 条の規定により告示する。

平成 29 年 2 月 9 日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

- | | | |
|---|-------|-----------------------------|
| 1 | くじの場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 | くじの日時 | 平成 29 年 3 月 7 日 午後 5 時 30 分 |

津市選挙管理委員会告示第6号

平成29年3月12日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録に関して、次のとおり定めたので、公職選挙施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成29年2月9日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- | | | |
|---|-----------------|---------------------------------------|
| 1 | 被登録資格の決定の基準となる日 | 平成29年3月6日
（年齢については、平成29年3月12日とする。） |
| 2 | 登録を行う日 | 平成29年3月6日 |
| 3 | 縦覧に供する期間 | 平成29年3月7日 |

津市選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により平成29年3月6日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成29年2月9日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局